

令和8年8月

保険薬局 開設者 様

九州厚生局

施設基準の届出の確認について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険薬局は、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和8年3月5日付保医発0305第8号）に基づき、毎年8月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

つきましては、8月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、下記の手順により貴保険薬局で自己点検を行い、その結果を別添1によりご提出ください。

また、通知により施設基準ごとに定められている報告等については、別添1の「総括表」及び「別紙様式3」にそれぞれ必要事項をご記入いただき、提出する書類について、別添1「総括表」のフローチャートにてご確認の上、ご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 施設基準の確認手順等について

(1) 施設基準の要件の確認

- ① 8月1日現在で貴保険薬局が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか自己点検してください。
- ② 貴保険薬局が届け出ている施設基準が不明の場合は、九州厚生局のホームページ（※1）をご参照ください。

(2) 施設基準の要件を確認した結果

- ① 自己点検の結果、すべて要件を満たしている場合は、別添1の「ア」に☑をして、ご提出ください。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、別添1の「イ」に☑をして、「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名をご記入の上、施設基準の「辞退届」（※2）と併せてご提出ください。

(3) 提出期限

令和8年9月1日（火）までにご提出ください。（郵送必着）

※1 届け出ている施設基準の確認

[知りたい分野から探す](#) > [保険医療機関、保険医等](#) > [保険医療機関等の情報を知りたい方へ](#) > [保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業所・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所の管内指定状況及び届出受理状況について](#) > [「届出受理医療機関名簿（全体版）」](#)

※2 辞退届のダウンロード

[知りたい分野から探す](#) > [保険医療機関、保険医等](#) > [保険医療機関・保険薬局の方へ](#) > [届出様式等](#) > [令和8年度診療報酬改定に係る施設基準の届出等](#) > [「施設基準に係る辞退届」](#)

【お問い合わせ・提出先】

九州厚生局各県事務所（福岡県は指導監査課）